2020年(令和2年)8月20日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

特別定額給付金に関することに係る個人情報を目的外に提供すること 及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2020年(令和2年)8月3日付けで諮問(第1028号)された特別定額給付金に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

福島県公安委員会から,道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき,放置違反金に関する調査のため,福祉健康総務課で保有する特別定額給付金に係る申請者の情報の照会がなされた。道路交通法第51条の5第2項の規定は,目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず,実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため,福島県公安委員会に特別定額給付金に係る申請者の情報を目的外に提供することについて,条例第12条の規定に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 個人情報を目的外に提供することについて
  - ア 目的外に提供する個人情報
    - (ア) 申請の有無
    - (イ) 特別定額給付金申請書の写し 世帯主(申請・受給者)(住所,氏名(フリガナ),生年月日,電話番号),

受取口座(口座名義人,金融機関名,支店名,口座番号)

なお,特別定額給付金申請書の写しに記載のある内容のうち提供しないものについては,非公開処理を施すこととする。

- (ウ) 給付日
- (エ) 振込年月日

なお, 照会書の照会事項の提供の必要性を福島県公安委員会に確認し, 給付金額及びその他参考事項については提供する必要はないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

福島県公安委員会

ウ目的外提供の根拠規定

道路交通法第51条の5第2項

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
  - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は,道路交通法第51条の5第2項の規定に基づくものである。

道路交通法第51条の5第2項は「公安委員会は、前条の規定の施行の ため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又 は協力を求めることができる。」としており、官庁、公共団体その他の者 に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じ なければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した福島県公安委員会によって 行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。 また、調査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、 照会対象者は、当公安委員会管轄内において、二度の放置駐車違反を行っ た当該車両の名義人であり、照会対象者へは振込用紙を5年間送り続けて いるが、現在まで違反金は未納であり、連絡がつかない状態である。連絡 先(電話番号)が不明かつ遠方在住者であるため、訪問による現地調査が 難しく、また、本年の10月及び11月をもって違反金徴収の時効を迎え ることから、特別定額給付金の振込口座を確認し、違反金を支払う能力が あるか確認をした上で、給付金給付額を除いての差し押さえを実施したい、 とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、特別定額給付金に関する個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお,個人情報を提供する際には,条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について 個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対して,あらか じめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。 しかし、本件の目的外提供は、放置違反金に関する調査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該振込口座において残高操作や解約をするおそれがあること等、調査の遂行に支障が生じることを福島県公安委員会に確認した。

以上から,本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため,当該通知を省略することとしたい。

## (4) 添付書類

- ア 放置違反金に関する調査について (照会)
- イ 回答(案)
- ウ 特別定額給付金申請書の写し

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」 (1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した福島県公安委員会によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、照会対象者は、当公安委員会管轄内において、二度の放置駐車違反を行った当該車両の名義人であり、照会対象者へは振込用紙を5年間送り続けているが、現在まで違反金は未納であり、連絡がつかない状態である。連絡先(電話番号)が不明かつ遠方在住者であるため、訪問による現地調査が難しく、また、本年の10月及び11月をもって違反金徴収の時効を迎えることから、特別定額給付金の振込口座を確認し、違反金を支払う能力があるか確認をした上で、給付金給付額を除いての差し押さえを実施したい、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、特別定額給付金に関する個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。 以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対して,あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし,本件の目的外提供は,放置違反金に関する調査のために行うものであり,当該振込口座において残高操作や解約をするおそれがあること等,調査の遂行に支障が生じることを福島県公安委員会に確認した,とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。